

国民年金

20歳以上 60歳未満の方はみんな加入

国民年金は、年をとった時やいざという時の生活を現役世代みんなで、支えようという考えで作られた仕組みです。20歳以上 60歳未満の方は加入することが義務づけられています。

国民年金への加入
手続きって？

自営業や学生の方などは20歳になったら、市民サービス課年金係で加入手続きをしてください
公務員・会社員の方などで、厚生年金・共済年金に加入している方は、勤務先が手続きを行います
扶養されている方は、配偶者の勤務先が手続きを行います

保険料はいくらなの？

平成28年度は、月額16,260円です

保険料は、どのように支払うの？

日本年金機構から納付書が郵送されます。銀行・郵便局・コンビニエンスストアなどで納めることができます
口座振替やクレジットカード、電子納付も利用できますよ



社会保険料控除の対象となります

国民年金保険料は、所得税法および地方税法上、社会保険料控除として、その年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成28年1月から12月までに納められた国民年金保険料の全額です。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者や家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告するための「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は日本年金機構から11月上旬に送られています。

※10月以降にその年初めて国民年金保険料を納付された方は、翌年2月上旬に日本年金機構から送付予定です。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の再発行や、納税者が亡くなったときの「準確定申告」が必要な場合は、岩見沢年金事務所にお問い合わせください。

ご自身の保険料だけでなく、配偶者や家族の保険料を支払っている場合は、それも合わせて控除が受けられますよ！



納付にお困りの場合は

国民年金には保険料の納付が免除（猶予）される制度があります。納付が難しい時は、そのままにせず、市民サービス課年金係、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡の各サービスセンターや岩見沢年金事務所で、免除（猶予）や学生納付特例の申請をしてください。承認されると、その期間の保険料の全額もしくは一部の納付が免除されます。

【申請に必要なもの】

- 年金手帳などの基礎年金番号の分かるもの
- 印鑑（本人が署名する場合は不要）
- 失業を理由とする場合は、「雇用保険被保険者離職票」または「雇用保険受給資格者証」（コピー可）
- 学生納付特例を申請する場合は、学生証（コピー）または在学証明書（原本）



問合先

市民サービス課年金係
岩見沢年金事務所（9西3） ☎ 22局5804